「景観形成重点地区」及び「景観保全型広告整備地区」の指定（案）
（中央緑道周辺地区：区域の追加指定 、 乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））：指定）

概要版

1 趣旨、目的及び背景

本市では、平成 24 年に景観法に基づく岡崎市景観計画（以下「景観計画」という）を策定し、「美しく風格ある岡崎の創生」を基本理念に景観まちづくりを推進しています。

近年、中心市街地においては、公共施設の充実やまちの活性化が図られ、今後民間開発が進み、周囲と不調和な建築物などが建てられる可能性があります。これを踏まえ、まちづくり推進課では、地域の特性を考慮した質の高い景観の維持・向上を図るため、景観のルールを定める地区の指定を進めています。

このたび、景観法及び岡崎市屋外広告物条例に基づき、中央緑道周辺地区の区域を追加するとともに、乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））を新たに指定し、両地区を「景観形成重点地区」（景観計画の一部変更）及び「景観保全型広告整備地区」に定めることで、今あるまちの景観を守り、維持・向上していきたいと考えています。

2 「景観形成重点地区」及び「景観保全型広告整備地区」とは

◎**景観形成重点地区**：景観法に基づき、地区ごとに良好な景観を形成するためのルールを設け、重点的にまちづくりを進める区域。現在、岡崎市では藤川地区と八丁地区、中央緑道周辺地区を指定。

◎**景観保全型広告整備地区**：岡崎市屋外広告物条例に基づき、良好な景観を保全するため、広告物及び掲出物件の整備を図る区域。現在、岡崎市では中央緑道周辺地区を指定。

3 指定する区域

右の図が「景観形成重点地区」及び「景観保全型広告整備地区」への指定を進める区域です。範囲は、中央緑道や乙川沿道の周辺建築物や敷地の一体的な利用を期待し、中央緑道や乙川沿道に接する道路と民地境界から 20mの範囲とします。

中央緑道周辺地区　【R8.4 月指定済】

中央緑道周辺地区　【区域の追加指定】

乙川周辺地区（殿橋-明代橋(右岸)）
【新たに指定】

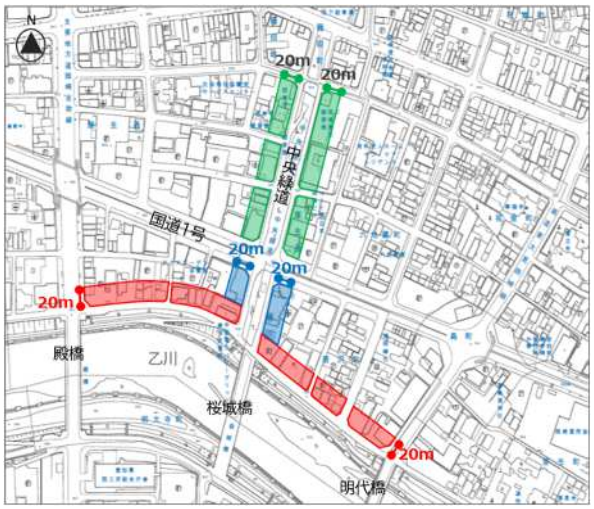


図　地区の指定範囲

4 実施機関の考え方及び論点

今回のパブリックコメントでは、主に中央緑道周辺地区（追加する区域）及び乙川周辺地区（殿杯～明代橋（右岸））の区域の範囲や、下記に記載のルールを設けること及びその内容などに関してご意見を募集します。

（１）景観形成重点地区【資料１】

ア　景観規制（ルール）の制限の種別

・景観配慮指針：施主・土地所有者・工事事業者に自主配慮を求める事項
建築確認申請の 60 日前までに景観協議の手続が必要

・景観形成基準：施主・土地所有者・工事事業者が守ることを義務とする事項
景観協議後、工事着手の 30 日前までに届出の手続が必要

イ　景観規制（ルール）が適用される行為

建築物・工作物の新築、増築、移築や移転、外観を変更することとなる行為
外観を変更することとなる行為の例：外壁を変更する修繕、模様替え、外壁塗装

ウ　景観規制（ルール）の内容について

歩いて楽しい魅力のあるまちなみを創出するため、今のまちの雰囲気を維持しながら、より良い景観を目指し、８つの項目の景観規制（ルール）を設定します。

①色彩
②形態・意匠（素材）
③位置配置
④高さ
⑤屋外設備
⑥照明
⑦屋外広告物
⑧緑化



目指す将来の景観像イメージ（乙川周辺地区）

（２）景観保全型広告整備地区【資料 2、資料３】

ア　届出について

広告物の表示や掲出物件の設置をする場合、もしくは表示する広告物や掲出物件の変更をする場合に届出が必要になります。（簡易なもの等は除く）

イ　屋外広告物の基準（ルール）について

屋外広告物全体に係る共通基準と、広告板や壁面広告の高さ、表示面積など屋外広告物の種類ごとに設定する個別基準について、本地区独自のルールを設けます。

5 今後のスケジュール（予定）

◆パブリックコメントの実施	令和８年 12 月７日～令和９年１月７日
◆都市計画審議会への諮問	令和９年２月（景観形成重点地区のみ）
◆景観審議会への諮問	令和９年２月
◆指定の告示	令和９年４月